

## 学習院父母会奨学金規程

(平成 13 年 5 月 23 日施行)

改正 平成 14 年 11 月 21 日

平成 15 年 11 月 21 日

平成 17 年 11 月 22 日

平成 18 年 7 月 15 日

平成 19 年 5 月 19 日

平成 21 年 3 月 4 日

平成 23 年 10 月 29 日

平成 25 年 3 月 6 日

平成 29 年 3 月 2 日

平成 30 年 5 月 19 日

平成 30 年 10 月 29 日

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、学習院父母会奨学金（以下「本奨学金」という。）の給付に関して必要な事項を定める。

### (原資)

第 2 条 本奨学金は、学習院父母会（以下「父母会」という。）会計から支出する。

### (対象者)

第 3 条 本奨学金は、学習院に在学する学生（大学院の学生を除く）・生徒・児童・園児（以下「学生・生徒等」という。）のうち、在学中、学費負担者である父母保証人の死亡等に起因し、家計が激変したことにより学費の支弁が困難と認められる者で、勉学熱心な者に対して、この規程の定めるところにより給付する。

2 本奨学金は原則として 1 家族 1 名とする。

3 本奨学金は原則として、各学校における最短修業年限での卒業が見込まれない者へは給付しない。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

### (給付額)

第 4 条 本奨学金は、1 年度（年度とは、当該年の 4 月から翌年の 3 月までの 1 年間をいう。以下同じ）につき、次の各号に掲げるものとする。

一 大学及び女子大学の学生 授業料・施設設備費相当額

二 高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園の生徒・児童・園児  
授業料・維持費相当額

### (給付期間)

第 5 条 本奨学金は、学習院在学中 1 年度に限り給付する。

### (給付人数)

第 6 条 本奨学金は、1 年度につき、原則として 15 名を限度に給付する。

### (他の奨学金との関係)

第 7 条 この規程に基づく奨学生は、受給年度中は給付又は貸与の別にかかわらず他の奨学金を受給してはならない。ただし、学業優秀者給付奨学金及び安倍能成記念教育基金奨学金並びに日本学生支援機構奨学金（貸与型・給付型）については受給することを認める。

### (願書の提出)

第 8 条 本奨学金の受給を希望する学生・生徒等は、所定の願書及び必要な添付書類（以下「願書等」という。）を在学する学校の長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の願書等を調査の上、当該年度の前年度の 1 月 8 日から 1 月 20 日までの間に父母会長に提出するものとする。

(選考方法)

第9条 父母会事務局長は、前条の願書等を取りまとめ、書類選考を行う。

2 父母会長及び父母会副会長は、前項の書類選考合格者に対して、面接による選考を行い奨学生を決定する。

(合否の通知)

第10条 父母会長は、第8条により願書等を提出した学生・生徒等及び当該学生・生徒等の学校長に対して、前条の選考結果について速やかに書面をもって通知するものとする。

(給付時期)

第11条 父母会長は、第9条により決定した奨学生に対して、当該年度の4月20日までに本奨学金を給付する。ただし、内部進学者についてはこの限りでない。

(異動届)

第12条 奨学生は、受給年度中に次の各号の一に該当する場合、保証人連署の上速やかに学校長を経由して父母会長あてに届け出なければならない。

- 一 休学（三箇月以上の長期欠席を含む）する場合
- 二 退学する場合
- 三 奨学生及び保証人の住所その他の重要な事項に異動があった場合

(返還)

第13条 奨学生が受給年度中に次の各号の一に該当する場合、父母会長は、主務幹事会の議を経て、すでに給付した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- 一 退学した場合
- 二 病気で成業の見込みがなくなった場合
- 三 学業成績又は操行が著しく不良となった場合
- 四 願書に虚偽の記載があった場合
- 五 その他奨学生として適当でないと認められた場合

2 奨学生は、前項の規定により奨学金の返還を請求された場合、指定された期日までに当該請求額を返還しなければならない。

(報告)

第14条 父母会長は、第9条により決定した奨学生の氏名等について、当該年度の4月末日までに書面をもって院長に報告するものとする。

(事務)

第15条 本奨学金に関する事務は、父母会事務局が担当する。

(改正)

第16条 この規程の改正は、主務幹事会の議を経て父母会長が行う。

附 則

この規程は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 29 日から施行する。